

徳島県告示第四百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の休止について、次のとおり届出があった。

令和六年十月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	所在地	開設者	休止年月日
福島内科	板野郡板野町西中富字喜多居地八一	医療法人福島内科	令和六年六月一日